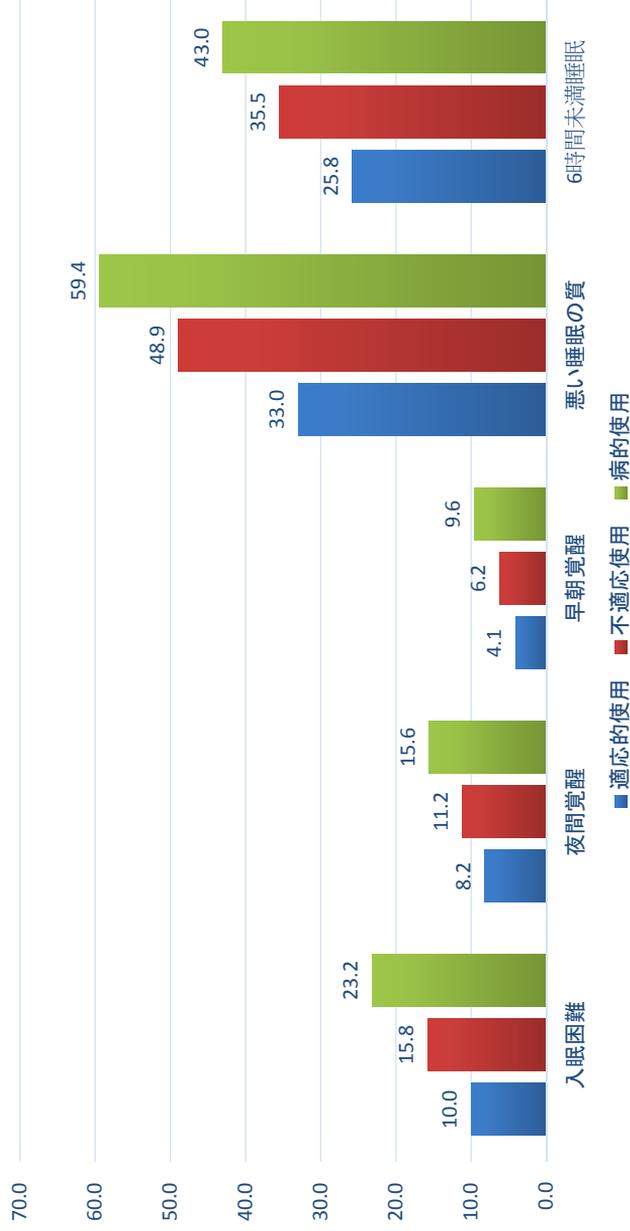


インターネットの使用と睡眠習慣

(%)



Young Diagnostic Questionnaire for Internet Addictionを翻訳

適応的使用: 0~2点 不適応使用: 3~4点 病的使用: 5点以上 (0~8点で評価)

入眠困難: 30日間に夜、眠りにつきにくいことが、5回答肢の内、「しばしばあった」、「常にあった」と回答した者

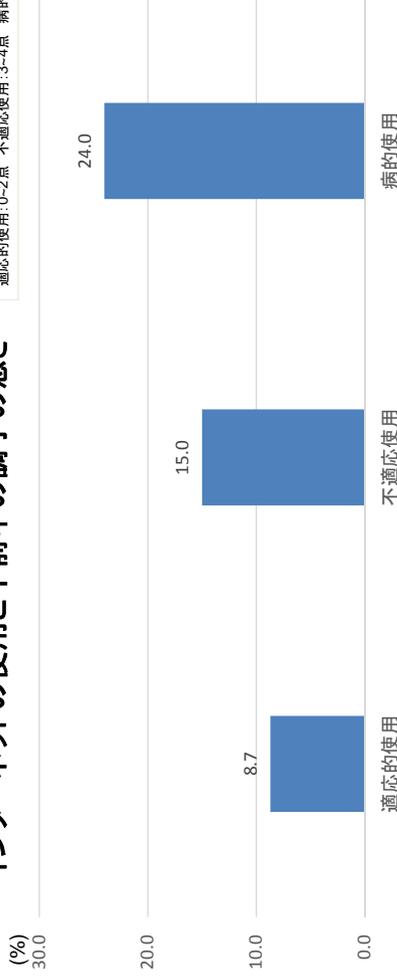
夜間覚醒: 30日間に夜、いったん眠ってから目がさめたことが、5回答肢の内、「しばしばあった」、「常にあった」と回答した者

早期覚醒: 30日間に朝早く、目がさめてしまい、もう1度眠るのが難しいことが、5回答肢の内、「しばしばあった」、「常にあった」と回答した者

睡眠の質: 30日間の睡眠の質の評価について、4回答肢の内、「かなりわるい」、「非常にわるい」と回答した者

インターネットの使用と午前中の調子の悪さ

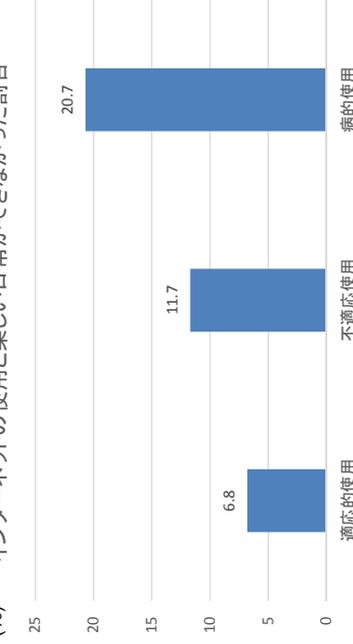
Young Diagnostic Questionnaire for Internet Addictionを翻訳
 適応的使用: 0~2点 不適応使用: 3~4点 病的使用: 5点以上 (0~8点で評価)



この30日間に午前中調子が悪いことがありましたか。

1. まったくなかった。
2. あったになかった。
3. 時々あった。
4. しばしばあった。
5. 常にあった。

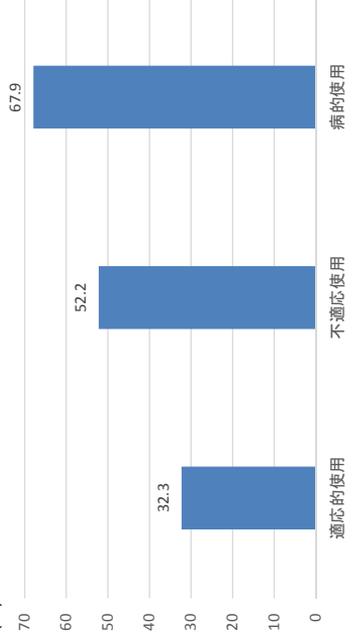
(%) インターネットの使用と楽しい日常ができなかった割合



この30日間にいつもより日常生活を楽しく送ることができましたか。

1. できた。
2. いつもと変わらないかった。
3. できなかった。
4. まったくできなかった。

(%) インターネットの使用と気分の落ち込み



この30日間にいつもより気が重くて落ち込むことはありませんでしたか。

1. まったくなかった。
2. あまりなかった。
3. あった。
4. たびたびあった。
5. 常にあった。

子供の携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する取組

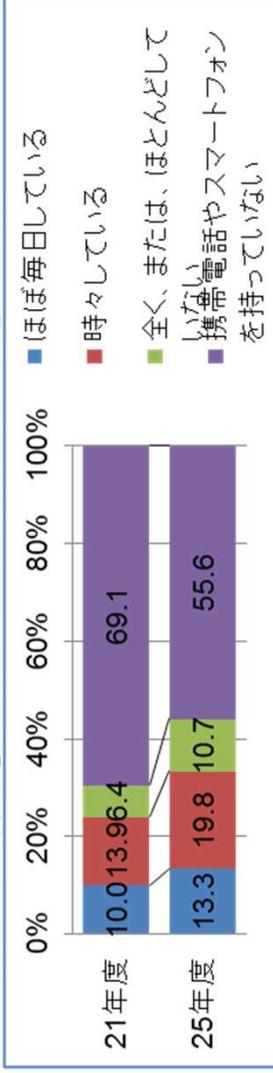
1. 実態の把握

平成25年12月 文部科学省

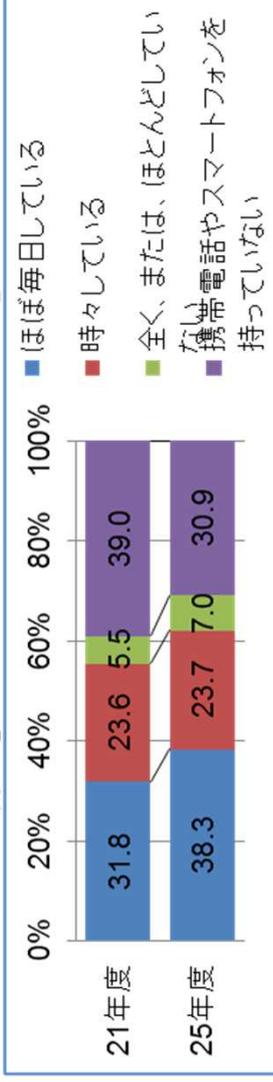
◆子供の携帯電話等の使用状況

- ・携帯電話やスマートフォンを持つ小中学生は平成21年度と比較して増加
- ・携帯電話やスマートフォンで通話やメールをほぼ毎日している小中学生も平成21年度と比較して増加

○(小学生)携帯電話やスマートフォンで通話やメールをしているか



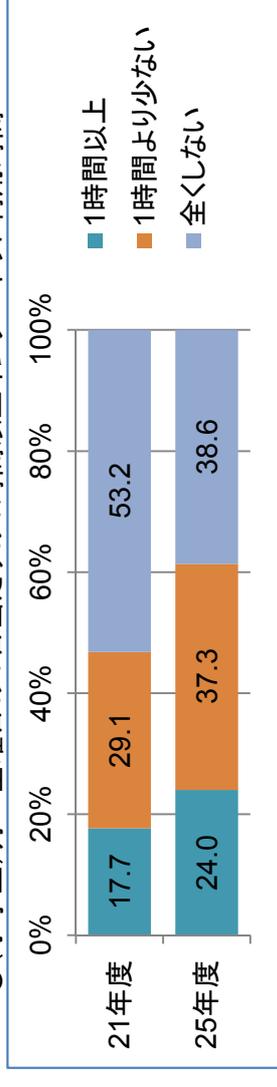
○(中学生)携帯電話やスマートフォンで通話やメールをしているか



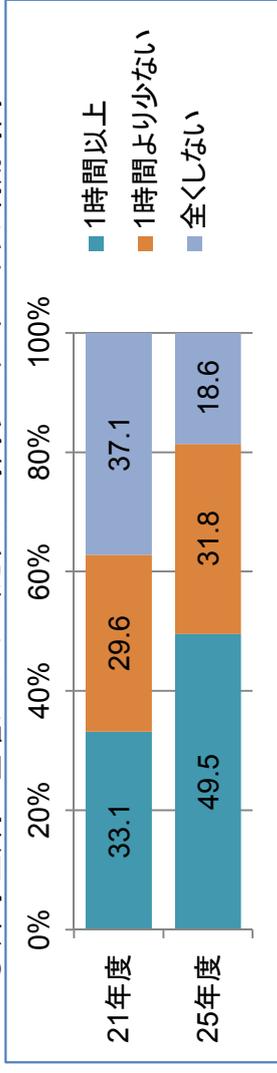
◆月曜日～金曜日のインターネットの使用状況

- ・小中学生とも、1日当たり1時間以上インターネットを利用する児童生徒の割合は増加傾向(月～金曜日)

○(小学生)月～金曜日の1日当たりの1時間以上インターネット利用時間



○(中学生)月～金曜日の1日当たりの1時間以上インターネット利用時間



◆携帯電話等の使い方について家の人との約束の状況

- ・携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている児童生徒の割合

小学生: 60.9%(H25)

中学生: 36.4%(H25) 「全国学力・学習状況調査」より

「全国学力・学習状況調査」より

◆パソコンや携帯電話を通じたいじめの状況

- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「いじめの態様」の一つとして以下の項目を毎年調査。
- ・小・中・高・特別支援学校において「パソコンや携帯電話等で嫌なことをされる」件数/いじめ認知件数

7,855件/198,108件 (H24)

2. 情報モラル教育の推進

◆新学習指導要領等の実施

- ・小中高の新学習指導要領の「総則」において、各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が「情報モラルを身に付け」ることを規定。「道徳」(小)、「技術・家庭」(中)、「情報」(高)においても、情報モラルについて記述。
- ・「教育の情報化に関する手引」の作成(H21.3策定、H22.10改訂)
=新学習指導要領を踏まえ作成。情報モラル教育の具体的な事例等を掲載。
- ・「情報モラル教育実践ガイド」の作成(H23.3策定)
=国立教育政策研究所において、小中学校教員向けの指導資料を作成。

◆情報モラル教育に関する指導力の向上

- ・(独)教員研修センターと連携し、各地域で情報教育の中核的な役割を担う教員等を対象とした研修を平成22年度より実施。
- ・ネット依存やスマートフォン・SNSの普及等、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校において適切に指導を行うための教員用の手引書を作成中。(平成25年度)

3. ネット上のいじめへの対応

◆いじめ防止対策推進法の施行・いじめ防止基本方針の策定

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)
(○いじめの定義…「インターネットを通じて行われるものを含む」と規定。(第2条第1項))
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(H25.10.11文部科学大臣決定)
(○国は、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、ネット上のいじめに対処する体制を整備。)
- 地方公共団体は、ネットパトロールの実施など、ネット上のいじめに対処する体制の整備に努めるとともに、児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援する。また、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発活動を実施する。

◆学校ネットパトロールに関する調査研究

- ・「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集(教育委員会等向け)」の取りまとめ・都道府県教育委員会等へ配布(H24.9)

4. 学校での携帯電話の取扱い

◆携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底

- ・「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(H21.1.30発出)
=小中学校への原則持ち込み禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針を示した。

5. 子供や保護者への啓発

◆地域における啓発活動

- ・「ネットモラルキャラバン隊」
有識者等によるキャラバン隊を結成し、全国で保護者等を対象とした学習・参加型ワークショップなどを開催。
- ・「青少年安心ネット・ワークショップ」
スマートフォンの新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用方法などについて、青少年が研修・発信するワークショップ事業。
- ・「地域における有害情報対策推進事業」
学校・家庭・地域が連携し、地域の課題に応じた普及啓発やネットパトロールなどの取組が進むよう、地域における有害情報対策を推進する事業。

◆スマートフォン対策を含むリーフレットの作成・配布

- ・「ちよっと待って！ケータイ&スマホ」(H25.3作成)
=トラブル・犯罪被害の事例、その対処方法のアドバイス等を盛り込んだリーフレットを作成。PTA団体・都道府県教育委員会等に配布。文科省HPからダウンロード可能。

◆「e-ネットキャラバン」

- ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。

◆中高生を中心とした子供の生活習慣づくり

- ・中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会の開催。

青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業

(新規)
26年度予定額：6,696千円

現状

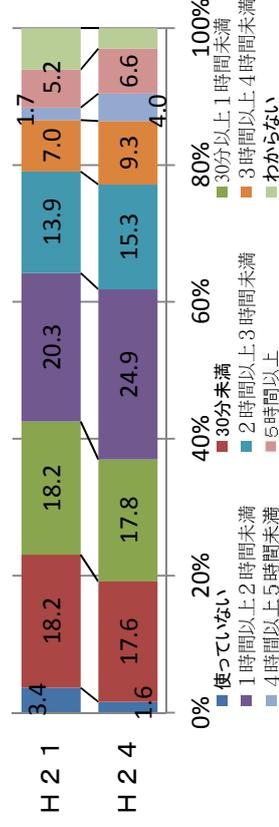
◆ 青少年による携帯電話を通じたインターネット利用が長時間化。

◇ 2時間以上利用
平成21年度：27.8%
平成24年度：35.1%

◇ 利用平均時間
平成21年度：77.5分
平成24年度：97.1分

◆ インターネット等が自分の意思ではやめられないいわゆる「インターネット依存」は、全国の中高生で51万8千人。
(厚生労働省研究班「平成25年8月公表」調査)

青少年の携帯電話のインターネット利用時間 内閣府(青少年のインターネット利用環境実態調査)



課題

- 若い世代は、「オンラインゲーム」、「ソーシャルゲーム」などに依存しやすい。
- スマートフォンの普及により、青少年のネット依存の増加が予想される。
- 日本ではインターネット依存を解消する対策方法などが確立されていない。

事業の実施

プログラムの企画立案・評価検証

- 事業計画及び運営体制の検討
- 各プログラムの内容協議
- 事業の検証
- 報告書の作成



プログラム終了後のフォローアップ

プログラム終了後も定期的に臨床心理士、メンターなどが家庭訪問を実施

※メンター：心理系大学の学生ボランティア

青少年教育施設を活用したプログラムの実施

社会的な能力を身につけることで、ネットの使用時間を自ら調整する力を育む

【概要】

- ◆ 参加者がインターネットから離れて、規則正しい集団生活を体験(1週間程度)

【プログラム(例)】

- ◆ 自然体験活動
- ◆ コミュニケーションを通じた活動
- ◆ 自主的にスポーツに取り組む活動
- ◆ 規則正しい生活と健康的な食事の指導

※併せて家族支援プログラムを実施

※【韓国におけるインターネット依存対策】平成19年からネット依存の子どもたちを対象に11泊12日のキャンププログラム(レスキュースクール)を実施

家庭と地域・学校をつなぐ 家庭教育支援チーム

—家庭教育は、すべての教育の出発点—

忙しい毎日の中で、子供とのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることはありませんか？そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら…
家庭教育支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

家庭教育支援チームってなあに？

身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。ときには、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。



どんな人たちがいるの？

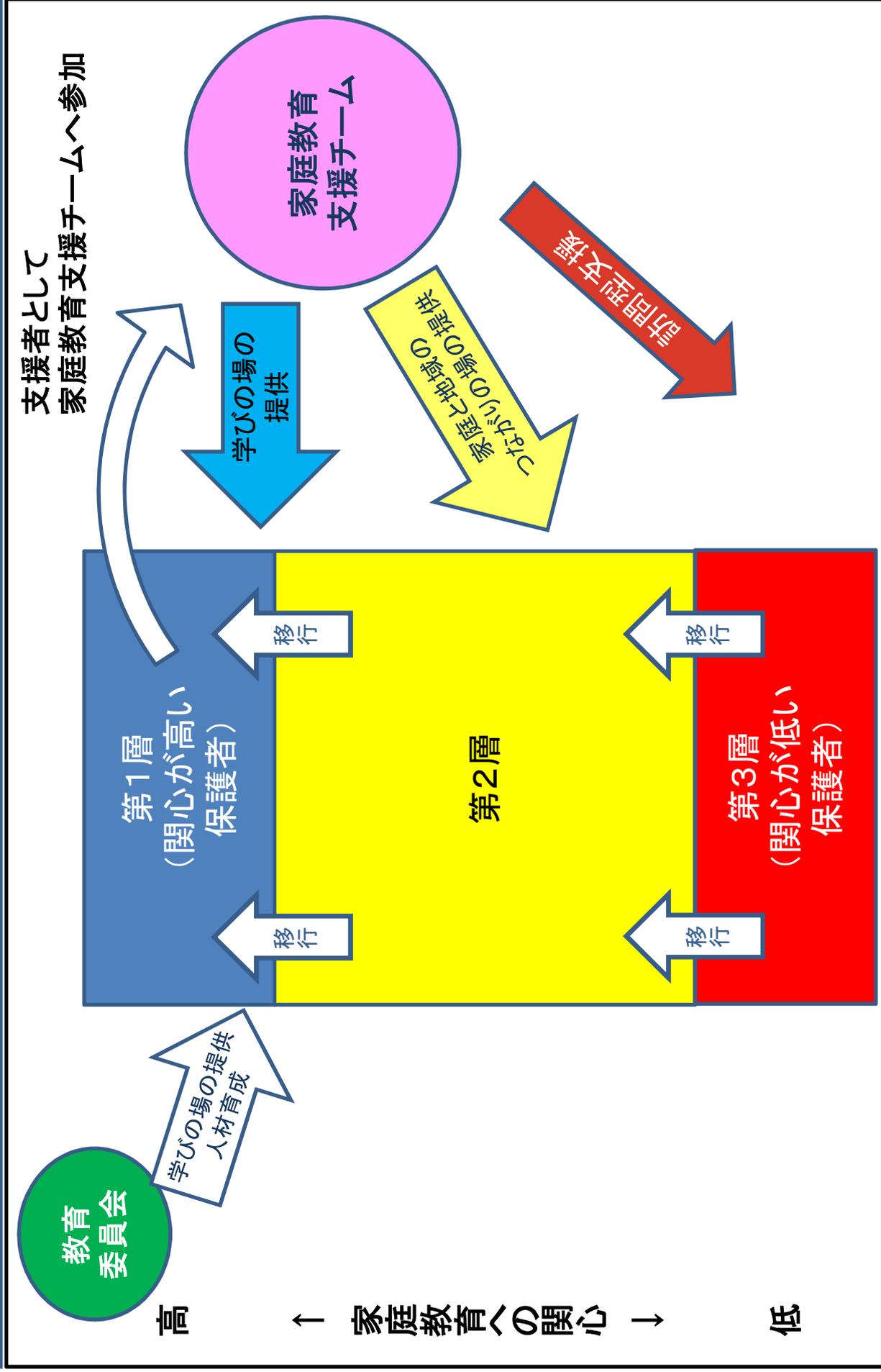
チーム員の構成は、各地域によって異なりますが、子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターやリーダーをはじめ、民生委員、児童委員、保健師や臨床心理士など、様々な地域の人達や専門家が関わっています。そして、その多くが、共に街で暮らす身近な住民の方々です。

どんなところで活動しているの？

子供や保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。要望があれば、各家庭へ訪問して相談にのることも行っています。



家庭教育支援の支援モデル



家庭教育支援チームの業務について

家庭教育支援チームは、例えば、以下のような業務を行うことが期待されるのではないか。(なお、実際のチームの取組みは、地域の実情やチームの体制等によって様々であり、構成員の得意分野や創意工夫を生かした取組みが行われることが期待される。)

(学びの場の提供)

○ 保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応を行う。なお、この場合、講座やHP、チラシ等により情報・知識・ノウハウを提供するだけでなく、地域の保護者や子育て経験者等他者との交流の中で、その生き方や考え方を学ぶことができる場の提供も重要。

(家庭と地域のつながりの場の提供)

○ 地域とのつながりの中で家庭教育ができる環境整備を行う。具体的には、地域資源を活用した、親子で参加できる様々なプログラムの企画・立案・実施・情報提供を行う。その際、保護者自らがこうした地域資源の形成やプログラムの企画等に参画することを促すことも望ましい。

(訪問型家庭教育支援)

○ 地域社会から孤立し、様々な課題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっているおそれのある保護者に対しては、家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか、福祉部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す取組みも重要。